

# 特定物多量保管届必要書類一覧

(姫路市)

	No.	兵庫県規則第10条第1項	留意事項	チェック
様 式	1	特定物多量保管届 (様式第6号)		
	2	別紙 ・当該土地における特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画 ・特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容		
添 付 資 料	3	(第1号) 届出者の住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)	届出前3か月以内に交付されたもの(コピー可)	
	4	(第2号) 多量保管をする土地及び周辺の見取図	1/2500程度の地形図又は住宅地図等	
	5	(第3号) 多量保管をする土地の登記事項証明書	届出前3か月以内に交付されたもの(コピー可)	
	6	(第4号) 多量保管をする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類	賃貸借契約書又は使用承諾書等(コピー可)	
	7	(第5号) 特定物の保管の状況を示す配置図及び断面図	1/250又は1/500のもの	
	8	(第6号) 前各号に掲げるもののほか、知事(市長)が必要と認める書類又は図面		
		・多量保管をする土地の公図(地図、地図に準ずる図面(字限図又は国土調査図等)又は土地所在図・地積測量図等)の写し	届出前3か月以内に交付された、又は転写したもの 多量保管をする土地の区域を黄色で着色のこと (転写したものの場合) 転写場所(神戸地方法務局姫路支局)、転写年月日及び転写者氏名を記入し、転写者の押印のこと 法定外公共物である道路(里道)は赤色、水路は青色で着色のこと	
		・多量保管をする土地の求積図	辺長を全て記入すること	
	・保管をする特定物の量の計算書			
	・多量保管をする土地の現況を示す写真	多量保管をする土地の区域を朱線で明示のこと		
	・多量保管をする土地に掲げる掲示板の内容(案)	写真可		